

議長（福田会長）

会議資料 12 ページの協議第 7 号「地域自治制度について」は、現在の小委員会の審議状況を事務局から説明させ、委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺行政経営課長）

協議第 7 号「地域自治制度について」ご説明いたします。

本日ご協議いたします案件は、第 1 点の地域行政機関で行う主な事務事業についてと、第 2 点の地域行政機関及び特別職の名称についてであります。

それでは、13 ページをお開きください。第 1 点目の地域行政機関で行う主な事務事業についてありますが、最初に、これまで協議会で了承された事項につきまして確認してまいりたいと思います。

まず第 1 点目の基本的な考え方でございますが、地域行政機関の事務事業を定めるに当たりましては、都市内分権と行政の効率性のバランスに十分留意し、地域自治制度構築の趣旨を常に念頭に置きます。それと同時に 2 点目といたしまして、基本的に住民の利便性が低下しないことに配慮いたします。3 点目といたしまして、合併時において定めた事務事業や執行体制につきましては、住民サービスの低下を招くことがないように十分留意しつつ、行政改革の推進及び事務の効率的な執行の観点から、合併後も見直しを行ってまいります。

2 点目の地域行政機関で行う業務でございます。大きくくりとして第 1 点は地域づくりに係る立案や調整業務、第 2 点はサービス提供業務、第 3 点は地域行政機関の管理業務でございます。これらにつきましては、次のページから具体的にご説明いたします。

14 ページにまいりまして、3 番目の地域行政機関の事務事業についてでございますが、21 ページ以降に細かい事務事業を載せております。これにつきましては、現時点での検討状況ということで、さらに詳細な検討を加えてまいります。

それでは、(1)の地域自治の推進でございますが、地域自治制度の一環として設置する地域自治協議会がその役割を十分発揮し、地域行政機関が地域住民との協働の場としての機能を担えるよう、地域自治協議会の事務局を担当し、地域自治協議会の支援や協働による活動、さらには地域づくりに関する計画の策定などを行います。

(2)の地域行政機関の総務的業務ということで、総務部門、企画部門等については合併に伴い統合いたしますが、地域行政機関で行うことが必要なものも一部ございます。アの地域行政機関の管理業務でございますが、庶務・人事等の内部運営管理、あるいは庁舎・車両等の施設管理などを行います。イの広報広聴につきましては、身近な市民相談につきましては地域行政機関で実施するというので、市全体の広報紙やホームページにつきましては新市として一元化されますが、地域広報紙や地域ホームページといった地域密着型の情報交流については、地域行政機関で行います。ウの人権についてで

ざいますが、人権の啓発等については全市的に取り組みを推進いたしますが、地域からも人権啓発や人権・同和対策事業などを引き続き実施していきます。次のページの工の防災ですが、防災につきましても全市的な取り組みは当然必要であります。地域も自らの課題としてとらえ、防災知識の醸成をしていくことが必要でございますので、防災訓練、防災意識の啓発など、あるいは防災行政無線の管理などを実施いたします。オの出納でございますが、住民の利便性を確保するために窓口収納や窓口での現金支払いなどを行います。

(3)の住民生活でございますが、地域住民の日常生活に深く関連する分野であるということで、住民の利便性を十分に考慮し地域行政機関において身近なサービスを提供するとともに、地域の課題を自ら解決していくための住民自治の活動を積極的に育成・支援してまいります。アのコミュニティでございますが、コミュニティ活動の積極的な支援ということで、自治会育成、地域コミュニティセンターの管理運営等を行います。イの窓口でございますが、戸籍、住民登録などの基本的な窓口サービスはこれまでどおり地域行政機関で実施いたします。ウの国保年金についても同じでございます。エの男女共同参画・青少年育成でございますが、これも全市的に行うと同時に、地域におきましても実施するわけでございますが、女性相談、結婚相談、青少年団体活動支援などを実施いたします。16ページにまいりまして、オの環境、廃棄物・リサイクルでございますが、これらの問題は、行政はもとより事業者や住民とのパートナーシップに基づいた全市的な取り組みが必要であります。地域の生活環境につきましては、地域が自らの課題として考える必要があることから、環境学習やリサイクル、あるいは、各種公害、苦情相談等も行いまして、地域の生活環境向上のための取り組みを行います。

(4)税務でございますが、税務につきましては、統一した基準に基づき全市的に行うものでございますが、住民税の申告の受付、あるいは、各種税証明の発行、あるいは、軽自動車の課税登録受付など、これまでどおり地域行政機関において実施いたします。また納税相談等も行います。

(5)保健福祉でございますが、保健や福祉は住民にとって身近な行政サービスであり、よりきめ細やかなサービスの提供が求められておりますことから、地域行政機関が主体的に多様なサービスの提供を図ります。アの保健でございますが、地域において、地域主体の健康づくり活動の推進や各種健康相談、健康教育及び健康審査などを実施いたします。イの介護保険でございますが、要介護認定の申請受付やサービス給付などを実施いたします。ウの社会福祉でございますが、社会福祉施設の健全な運営の支援や福祉のまちづくりの推進につきましては、全市的な取り組みを進めるとともに、保健福祉サービスの効果的活用をコーディネートするため、保健福祉の総合相談を実施いたします。エの生活保護につきましては、これまでどおり身近な場所でのサービス提供を求められるということで相談・申請受付を行います。17ページにまいりまして、オ、カ、キの高齢者、障害者、児童の福祉でございますが、高齢者、心身障害者、次代を担う子供たち

のためのさまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。これにつきましては後ほどまた説明いたします。クの保健衛生でございますが、これにつきましては、住民が健康で豊かな生活を送るために、衛生的で安全な生活を確保できるよう、身近な拠点からの提供が求められる業務につきまして、地域行政機関から展開してまいります。

(6)の産業でございますが、農林水産業や商業の振興、地域の活性化や地域経済の発展に重要な役割を果たしているということで、魅力ある地域社会の形成に欠かせないということで、身近な行政機関から引き続き積極的な産業振興を展開してまいります。アの商業観光につきましては、地域のイメージアップ、地域住民の連帯意識の醸成などのイベントの開催など、引き続き地域行政機関で実施いたします。イの農業でございますが、農業は各町における主要な産業でございますので、引き続き積極的な取り組みが行えるようさまざまな事業を展開していきます。これも後ほどご説明いたします。次のページにまいりまして、ウの林業・水産業でございますが、これも同じように、林業の振興機能、また、やなによる採捕に関する手続の方法など地域行政機関で実施いたします。

(7)の建設でございますが、まちづくりの基本となる社会資本につきましては、全市一体的な展開が必要不可欠でございますが、地域住民の安全な生活環境の保持やきめ細やかな事業展開に寄与するため一定の業務を行います。アの都市計画につきましては、全市的な取り組みが必要な事務ですが、利便性の観点から証明書の交付や地価公示台帳、都市計画決定図書の縦覧など必要な窓口機能を備えます。イの道路は先ほど話題になりましたが、市の全体整備計画に基づきまして、生活道路につきましての新設改良や主に地域住民が利用する道路等について維持管理を行います。ウの河川につきましては、地域河川の管理、河川敷除草等の維持管理を行います。エの住宅についてでございますが、公営住宅の入居に係る受付事務、日常的な軽易な修繕等を地域行政機関で実施いたします。19ページのオの公園でございますが、公園の全体的な配置基準につきましては、全市統括機関が実施いたしますが、身近な日常的に利用する街区公園、近隣公園の具体的な整備、維持、修繕、管理、あるいは緑化推進等につきましては、地域行政機関が行うものといたします。

4番目の行政委員会の事務でございますが、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会など各種行政委員会はそれぞれ一本化されますが、住民に密着したサービス等につきましては、引き続き地域行政機関で行えるようにいたします。

(1)教育のアの生涯学習でございますが、ここでは青少年教育、成人教育事業、あるいは成人式の実施等を行います。イの学校教育につきましては、就学事務の窓口機能や就学相談機能を実施いたします。ウの生涯スポーツにつきましては、スポーツ教室や各種スポーツ大会、あるいは校庭の夜間開放などの事業を行います。

(2)の農地等につきましては、地域行政機関においても農地の貸借、売買、転用等に関する手続の受付等の事務を行います。

次のページにまいりまして、(3)選挙につきましては、全市一体的に行うものですが、地域からも選挙に関する意識高揚を図るための啓発を実施いたします。

次に、参考の上下水道でございますが、先ほど説明がありましたが、これは市長部局と異なりましてあくまで地方公営企業として経営されるもので、別の組織でございます。基本的に地方公営企業である上下水道局で行われることですが、地方公営企業においても住民の利便性に配慮する必要があるということで、上下水道局独自の出先機関の設置等を検討いたします。また、水道料金等の収納、漏水の場合の現地確認、各種相談等、この出先機関で行えるよう現在検討中でございます。

21 ページが細かい事務事業を載せているところでございますが、この表につきましては現時点での検討状況ということで、今後さらに詳細な検討を加え、調整を行ってまいります。この四角の中に書いてありますように、以下に記載している主な事務事業につきましては、例えば、申請受付だけを行うもの、地域行政機関で完結しないものについても記載しております。また、全市統一的に展開するサービスと地域住民を対象にしたサービスの両方を含んでおります。細かい事業につきましては先ほど簡単に触れてまいったところですが、21 ページから細かく事業を載せております。

26 ページをお開きください。26 ページから福祉関係ということで、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉ということで記載してあります。左に二重丸でアンダーラインが引いてあるところにつきましては、宇都宮市が独自で行っていた事業につきまして、各地域行政機関で実施するものがございます。障害者福祉のアンダーラインの部分、28 ページの児童福祉の部分、29 ページの保健衛生の部分でございます。

30 ページにまいりまして、イの農業でございますが、ここでは土地基盤整備、農業生産の振興、担い手、農村地域の活性化、イベント、農業団体・土地改良区の団体等の運営や施設ということで、農産物展示販売所、農村環境改善センター、農業構造改善センターなどの管理・運営に関することを実施いたします。

以上が地域行政機関の行う主な事務事業でございます。

続きまして、35 ページの地域行政機関と特別職の名称でございます。まず 1 番目の地域行政機関の名称ですが、(1)考え方は、ことし 5 月の合併協議会で確認されたことですが、法的位置付けや住民の分かりやすさ、地域自治を推進する拠点施設としての役割などを考慮して名称は定めますということでした。

(2)先行事例ですが、既に合併した事例の中では支所、出張所、市民センター、行政センター、市民サービスセンターなどの名前がつけられております。また、近年の合併の事例では、総合支所、総合事務所なども見受けられました。

(3)名称(案)ですが、地方分権時代にふさわしい地域自治の拠点としての性格を明確にした 地域自治センターがよろしいのではないかと提案したいと思います。宇都宮市におきましては、地区行政を担う拠点としては地区市民センターがございまして、これとは区別して考える必要があるのではないかと思います。

次のページの2番の特別職の名称ですが、これもかつての合併協議会で確認された事項ですが、(1)考え方で、名称につきましては、法的位置付けと地域を所管する役割を表す名称を定めていくということで、この特別職につきましては、自治法に基づく助役といたしまして、合併旧町の区域を単位に設置いたします。

(2)名称(案)ですが、法的位置付けと地域を所管するという役割を表し、分かりやすさを考慮いたしますと、地域担当助役が適切と考えられます。

以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(福田会長)

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

地域行政機関の主な事務事業はお手元の資料のとおりでございますが、まだ小委員会で審議中ですので、もし委員の皆様方でお気付きの点がありましたら、小委員会の方にご意見をお寄せいただければありがたいと思っております。

また、地域行政機関については、上河内地域自治センター、河内地域自治センター、上三川地域自治センター、上河内地域担当助役という名称ではどうかということで、現在審議中でございます。ほかにすばらしい名称等がありましたらご提案をいただければと思っております。ご意見はございませんか。

無いようでございますので、引き続き小委員会の皆様方にはご審議をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。

それでは、この後、「その他」に移りますが、これまでの審議の中で、3副会長さん、どなたかご意見がございましたらお願いいたします。それでは沼田先生、中村先生ございませんか。

沼田委員(共通委員)

一言申し上げます。今、地域自治制度小委員会の委員をしておりますので、関連でちょっと申し上げますけれども、小委員会のために、地域自治センターという名称がいいのではないかと提案があって、そのとき私は実は黙っていたのです。竹原顧問が隣に座っておられて、沼田先生と叱られたのですけれども、どうも対案が思いつかなくて黙っていたのです。今になってこういうことを言うのは裏切り行為なのですけれども、60点はとっている名前だと思っておりますが、完璧かということ100点には届いていないという印象がどうもあります。

名は体を表しますので、地域自治というのはどうしても使いたいのだろうと思いますし、行政としてはセンターというのを入れたいのは分かるのですけれども、これは私たちがずっと検討してきたものとしては……。地域で共に生きるための生活の道具として使っていただき、使いこなしていただく必要があるものなのですけれども、そういう意味で、なじんでいただくような、たくさん手あかをつけて使いこなして真っ黒にしていただけのような名前なのだろうか、ずっと私は小委員会のときから悩んでいます。では、案を言ってみると言われると無いので黙っていたのですけれども……。協議会委員の皆さん全員にお考えいただきたいと思ひますし、場合によってはアイデアを募る公募の方式、名前というのは非常にインパクトがありますし、普及力があるわけで、合併協議自体を市民、町民の皆さんに知っていただくいい機会だとも思ひますから、もし可能であれば公募までするぐらいの覚悟があつていいのかなと思ひています。

学生に聞いてみると、地域自治センターという名前はともかく、内容はずっと入っていくのが分かるのです。どういうことをするかというのは分かる。18歳でもいいんだよという、参加してみたいという人が結構いました。その意味で、訴える力はあるのですけれども、では、このネーミングをどう思うと聞いたらダサイというのです。役所用語だというのです。使っているのは分かるけれども、本当に生活の匂いのする名前かという、うちの女房に聞いても、これはちょっと……という感じで言っていましたし、娘に聞いても全然ぴんどこないと言っていました。私は長いこと公務員をやっていたので、頭が公務員頭でいいキャッチフレーズが思いつかないのですが、これで本当にいいと思わないことだけははっきりしています。60点は超えているけれども、それくらいだろうなと思ひます。

地域自治制度の手本はイギリスのパリッシュ（教区）です。教会があつて、その周辺を運営するパリッシュなのですけれども、イギリスの田舎に行って、おばあさんにパリッシュの事務所はどこかと聞いても通じないのです。いろいろ聞いて、結局、カウンセエルのことかとそのおばあさんが言ってくれました。カウンセエルというのは議会、会議です。みんなで会議して決めるところだという意味です。カウンセエルと日常用語で使われていることを考えると、カウンセエルと今私たちが提案している地域自治センターまでの落差は相当あるなという気がしております。名前は非常に大事なので、これはまだ決定ではないようですので、もう少し知恵を絞ってやる必要があるのかなということをして1点申し上げます。以上です。

議長（福田会長）

ありがとうございます。では、中村先生。

中村委員（共通委員）

先ほどお話があつたと思ひますが、法定協議会を立ち上げて5カ月ということで、私

自身の受けとめ方としては、任意の取り組みもございましたので、イメージだけではないのですけれども、イメージの段階から具体的な内容がどんどん着実に積み上げられてきたという思いがいたします。

考えてみると、一つ一つの非常に地味なサービス、それでいて大切なサービスが住民にとってどうかということが一番大切だと思います。負担に応じたサービスの提供です。どういうふうにしたら、新しい市になった場合に、住民にとってより良いサービスが提供できるのかという点では、個々のサービスの部分と、協議事項である地域自治の部分というのは非常に結びついております。

私自身は市町建設計画小委員会と議会制度小委員会に属しておりますけれども、今後の議論の中で、そういった視点に立って、本当にいい方向は何なのかということをお自分なりに真剣に考えていきたいという決意を新たにしました次第です。

議長（福田会長）

ありがとうございます。沼田先生から、地域自治センターは60点ぐらいはもらえるかもしれないけれども、100点ではないという意見が出ました。小委員会でもぜひさらに議論を深めてもらいたいと思いますが、委員の皆様方でも適当な名称がありましたら提案をしていただきたいと思います。小委員会では、公募ということも含めて検討していただくことも重要なことかと思っておりますので、それらも含めて引き続き審議をお願いしたいと思います。委員の皆様方でご意見がありましたらお願いいたします。

はい、猪瀬副会長。

猪瀬副会長（上三川町）

沼田先生のお話は私も大賛成です。今から9年前に、全くの民間から役場に登庁いたしました。お年をとった人には上三川町という名前は、郷愁、歴史というものを重んじていいのだろーと思っておりますが、これからは若い人が主役です。私が登庁したときに、当時の課長に、役場という名前はとれないのか、もっと違う名前がいいのではないかと……。極めて行政自身が固い。そして町民と離れている。離れている理由は申しませんが、そういうことなので、上三川地域自治センターでなくて、もっともっと親しめて、自分たちの毎日の日々の生活をする公的な場所なのだというのがいいのではなからうか、強くこんな気がいたします。先生は60点といたのですが、名前をいろいろと考えてくれたわけです。決められれば、私たちはそれに従いますが、まだ決めてないものですかから……。新さいたま市ができて南区とか桜区ができました。いろいろな考えがあるだろうとは思いますが、一つの参考にしていただければと思います。しかし決めた以上は私たちはそれに従いますということです。

沼田委員（共通委員）

小委員会の委員として念を押しておきますけれども、合格点はいつていると思います。だから 60 点です。

議長（福田会長）

優，良，可，不可で，可の状態にはいつているということですね。しかし，それを良と優にまで上げていこうということでございますので，委員の皆さんもお力をぜひ貸していただきたいと思います。

ほかにございませんか。はい，稲葉委員。

稲葉委員（上三川町）

2 つほど。今の名称の件では，私はそんなに低い点数だと思っていないのです。地域自治制度を的確に表現するには，そういう方法がやはり躍進的な発想かな，とは思っています。ただ，地域密着にする場合には，愛称というものを入れるスペースを残しておく考え方も一つあるのではないかと思います。愛称を公募するとか，例えば，県の施設でいえば，女性センターが今年から男女共同参画センターになりましたけれども，あそこの愛称はパーティということで，私たち女性は男女共同参画センターとは言いません。そこに集う人はパーティを愛称にしています。そのような愛称を公募するののも一つの方法かなと思っています。

もう一つお聞きしたいのですけれども，広報紙の件で，地域の自主性ということが書かれていましたけれども，それは地域住民も参加するという意味での自主性なのでしょうか，それともあくまでも地域自治センターが自主的に作るということなのでしょうか。どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

事務局（渡辺行政経営課長）

これからの地域は行政と市民の方が一緒になってつくっていくという観点からすれば，当然，市民の方も参画できるような形のシステムを考えてまいりたいと思います。